

脱退手当金事案に関する新たな回復基準案について

(考えられる回復基準案)

- 下記のいずれかの場合に、脱退手当金を受給していなかったものと認定する。
 - ① 次のすべてに該当する場合
 - a) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間（以下「脱退手当金未支給期間」という。）がある。
 - b) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていた。
 - ② 次のすべてに該当する場合
 - a) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間がある。
 - b) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていた。
 - c) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、厚生年金保険若しくは共済組合に加入している、又は国民年金に加入し国民年金保険料の未納がない。
 - d) 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後である。
- ただし、以下の場合には、上記の対象外とする。
 - ・ 年金事務所において、脱退手当金が支給されたことを窺わせる書類等が確認できる場合。
 - ・ 本人が一部の期間について脱退手当金の受給を認めている場合。
 - ・ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合。
 - ・ 脱退手当金の支給が複数回ある場合。

I 考え方

- 上記の案に該当するものについて、第三者委員会において概ねあっせんされていることが確認されることを前提に、第三者委員会の審議を経ず、年金事務所段階において記録回復を行う。

Ⅱ 留意点

- 第三者委員会における5%抽出のサンプル調査によれば、上記①及び②の基準案に該当する事案についての第三者委員会のあっせん率は、いずれも100%。
(サンプル数はそれぞれ10件、26件)
- 第三者委員会において既に「訂正不要(非あっせん)」と判断された事案について、再度の申立てがあった場合には、社会保険事務所段階での記録訂正の対象とせず、第三者委員会に再送付することとするか。

Ⅲ 関連データ

別紙参照

〔平成21年8月末までに第三者委員会で処理を終えた事案(申立期間の一部についてあっせんされたものを除く。)のうち、その約5%を抽出して第三者委員会で分析された結果。〕

		同一番号事案 (1)			別番号事案 (2)			(1)と(2)の重複事案 (3)			まだら全体 (1)+(2)-(3)		
		あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	小計	あっせん	非あっせん	合計	あっせん計	非あっせん計	合計
①まだら事案数		7	3	10	9	17	26	1	0	1	15	20	35
要件該当数	ア 支給後1年以内の公的年金加入無し	-	-	0	3	14	17				3	14	17
	イ 支給をうかがわせる事情有り	0	4	4	2	12	14				2	16	18
	a.支給をうかがわせる資料有り	0	1	1	1	9	10				1	10	11
	b.受給に係る供述有り	0	2	2	0	0	0				0	2	2
	c.支給時期に氏名変更等の処理有り	0	1	1	0	3	3				0	4	4
	d.他にも一時金支給記録有り	0	0	0	1	0	1				1	0	1
	ウ S36.11前支給	-	-	0	2	3	5				2	3	5
②合計(ア～ウの重複削除後)		0	3	3	4	17	21	0	0	0	4	20	24
訂正可能数	③事案数(①-②)	7	0	7	5	0	5	1	0	1	11	0	11
	④対まだら事案数(③/①)	100.0%	0.0%	70.0%	55.6%	0.0%	19.2%				73.3%	0.0%	31.4%
⑤訂正可能に対するあっせん事案の割合		-	-	100.0%	-	-	100.0%				-	-	100.0%